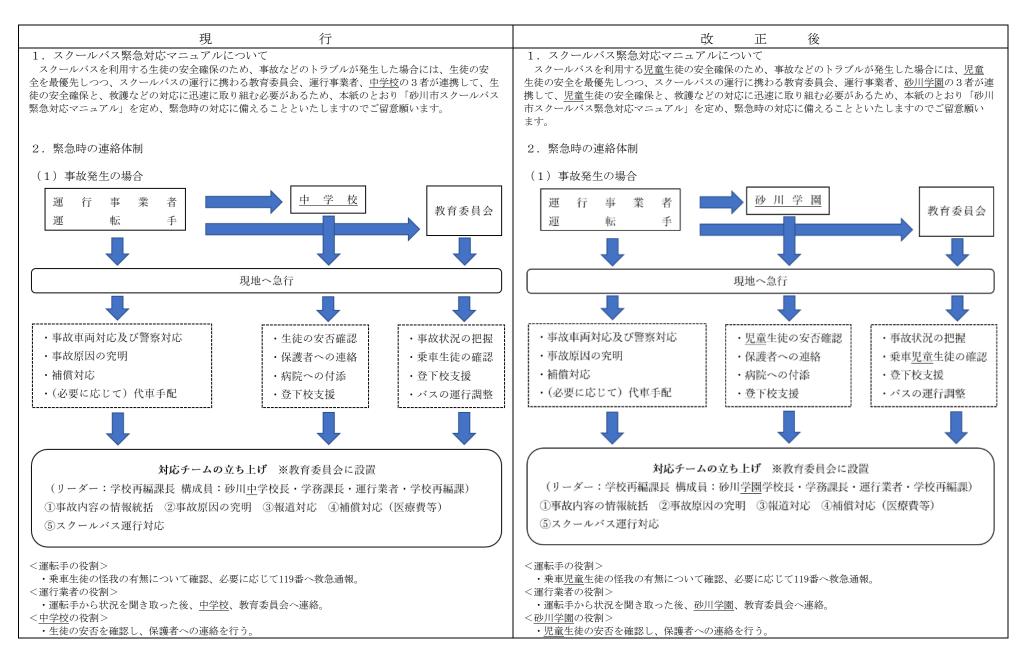
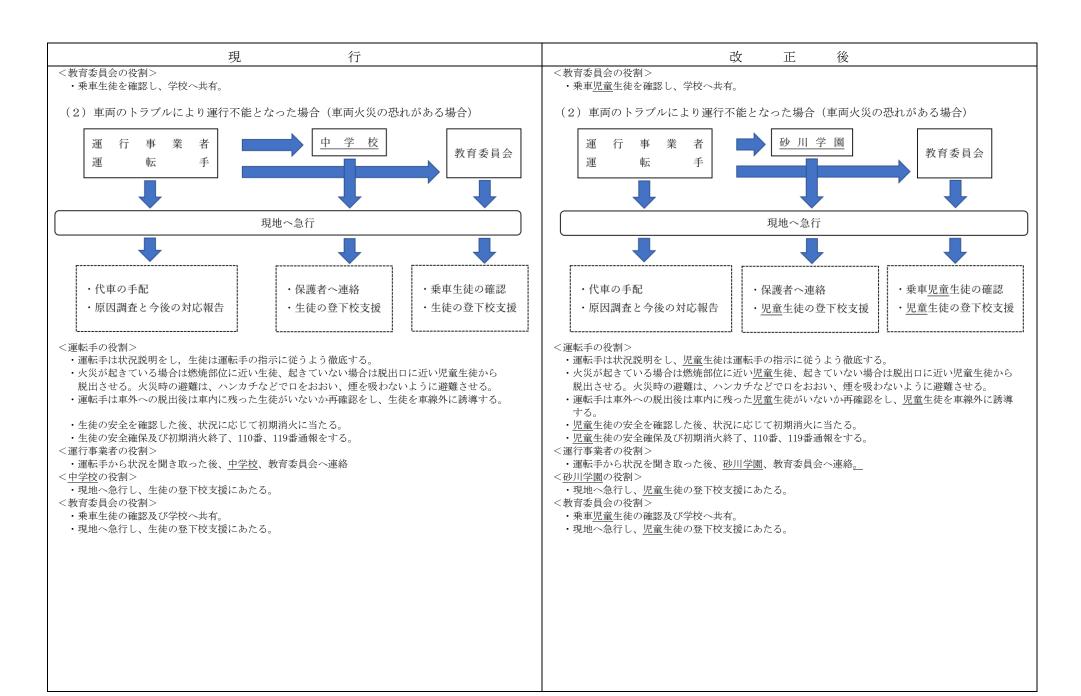
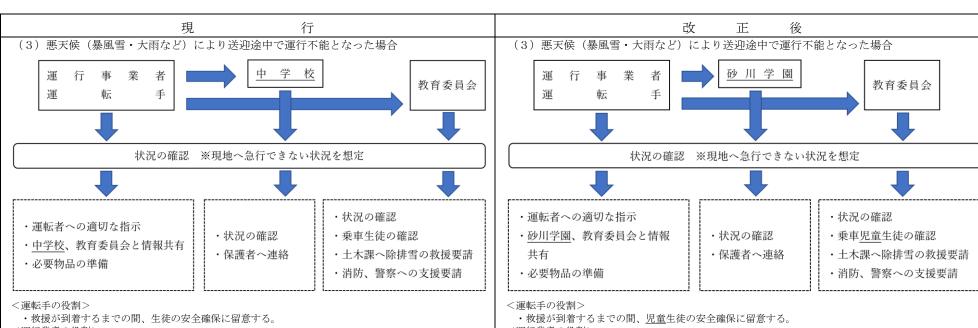
砂川市スクールバス緊急対応マニュアル新旧対照表







- <運行業者の役割>
- ・中学校及び教育委員会へ連絡。
- ・<u>中学校</u>及び教^{*}<中学校の対応>
- <教育委員会の役割>
- 乗車生徒の確認。
- ・関係部署と協議の結果、救助要請が必要な場合は、消防、警察へ連絡をし、運行事業者、<u>中学校</u>へ救助要請をした旨連絡。
- (4) 悪天候(暴風雪・大雨など)により送迎前に運行不能となった場合

【臨時休校の場合】

<中学校の役割>

【道路状況により運行できない場合】

- < 運行事業者>
- ・運行ができないことを中学校、教育委員会へ連絡
- <中学校の役割>
- <教育委員会>
- ・中学校と協議し、対応策を協議。
- (5) 地震(震度6以上)
 - ・ 学校生活中は、原則として、スクールバスは運行せず、学校で保護者に生徒の引き渡しをすること。
 - 登校中の場合は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行する。乗車している生徒は、 学校で保護者に引渡しをすること。指定停留所で乗車待ちしている生徒は、直ちに帰宅し、その後、 学校に連絡をすること。
 - ・ 登下校中、スクールバスの運行が困難な場合は最寄りの安全な場所で待機し、運行業者、教育委員会、中学校と連絡をとって対応すること。

- <運行業者の役割>
- 砂川学園及び教育委員会へ連絡。
- <<u>砂川学園</u>の対応>
- <教育委員会の役割>
- 乗車児童生徒の確認。
- ・関係部署と協議の結果、救助要請が必要な場合は、消防、警察へ連絡をし、運行事業者、<u>砂川学園へ</u> 救助要請をした旨連絡。
- (4) 悪天候(暴風雪・大雨など)により送迎前に運行不能となった場合

【臨時休校の場合】

<砂川学園の役割>

【道路状況により運行できない場合】

- < 運行事業者>
- ・運行ができないことを砂川学園、教育委員会へ連絡。
- <砂川学園の役割>
- <教育委員会>
- ・砂川学園と協議し、対応策を協議。
- (5) 地震(震度6以上)
 - ・学校生活中は、原則として、スクールバスは運行せず、学校で保護者に<u>児童</u>生徒の引き渡しをすること。
 - ・登校中の場合は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行する。乗車している<u>児童</u>生徒は、 学校で保護者に引渡しをすること。指定停留所で乗車待ちしている<u>児童</u>生徒は、直ちに帰宅し、その 後、学校に連絡をすること。
 - ・登下校中、スクールバスの運行が困難な場合は最寄りの安全な場所で待機し、運行業者、教育委員会、<u>砂川学園</u>と連絡をとって対応すること。

行

(6) その他の災害の場合

- ・地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、 生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行業者へ報告、運行業者は<u>中学校</u>及び教育委員会へ連 絡する。
- (7) ミサイル発射に伴う警報 (Jアラート情報) 発令時の場合
- ・スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。
- ・通常はスクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、できれば頑丈な建物への避難が望ましいが、近くになければそれ以外の建物に避難すること。また、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るよう生徒に指示すること。
- ・運行事業者、教育委員会、中学校と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

緊急連絡先一覧

○中学校

9 1 1 1 1	1	
学校名	電 話	担当者
砂川山学校	0125-52-4207	
砂川甲字校	0125-52-4207	<u> </u>

○教育委員会

<u>所 属</u>	電話	担当者
教育委 <u>員会</u> 学校再編課学校再編係	0125-74-4313	<u>学校再編係</u>

○運行事業者

<u>機 関</u>	電 話	担当者	備考
丸一運輸(株)	0125-53-3131	<u>井上</u>	経路①及び経路③
空知中央バス(株)	0125-24-6191	加藤	<u>経路②</u>

○緊急通報先

機関	電話	備考
滝川警察署 砂川警察庁舎	0125-54-0110(110番)	
砂川消防本部・消防署	0125-54-2196(119番)	

(6) その他の災害の場合

・地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、 児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行業者へ報告、運行業者は<u>砂川学園</u>及び教育委員 会へ連絡する。

TF.

(7) ミサイル発射に伴う警報 (Jアラート情報) 発令時の場合

改

- ・スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、<u>児童</u>生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。
- ・通常はスクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、できれば頑丈な建物への避難が望ましいが、近くになければそれ以外の建物に避難すること。また、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るよう児童生徒に指示すること。
- ・運行事業者、教育委員会、砂川学園と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

緊急連絡先一覧

○砂川学園 (Tel) 担当者: 教頭

○教育委員会 学校再編課 (Tel 0125-74-4313) 担当者:学校再編係

○運行事業者

経路①	(Tel) 担当者:
· 経路②	(Tel) 担当者:
· 経路③	(Tel) 担当者:
経路④	(Tel) 担当者:
·経路⑤	(Tel) 担当者:
· 経路⑥	(Tel) 担当者:
· 経路⑦	(Tel) 担当者:
·経路®	(Tel) 担当者:

○緊急通報先

- ・滝川警察署 砂川警察庁舎(Tel 0125-54-0110 [110番])
- ・砂川消防本部 砂川消防署 (Tel 0125-54-2196「119番」)